

5月から
毎月第2日曜日

市民課で日曜窓口を開始します

■実施窓口
平成27年5月から、毎月第2日曜日の午前中に、国分寺庁舎の市民課で次の手続きができるようになります。

■実施日
毎月第2日曜日
5月は10日(日)になります。
■実施時間
午前8時30分～正午

■実施窓口
市民課国分寺窓口（石橋窓口・南河内窓口は実施しません。）

■その他
一部確認が必要となるものについては、取り扱いできない場合もございますのでご了承ください。

■問い合わせ先
市民課国分寺窓口
☎(40) 5557

日曜窓口で
できる手続き

- ◆ 住民票の写しの発行
- ◆ 戸籍謄本・抄本の発行
- ◆ 印鑑証明書の発行
- ◆ 印鑑登録・廃止の受付
- ◆ 市民カード暗証番号の変更

※発行できる証明書は、現在のものとなります。



出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届をされる方にお願ひ

■平成27年度は国勢調査の年です
厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものです。が、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いすることとしています。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしています。

■調査期間
平成27年4月1日～平成28年3月31日

■問い合わせ先
市民課☎(40) 5557

新生活を始めた方、国民健康保険の手続きはお済みでしょうか？

■進学のため転出した方
進学のため下野市から転出した学生の方は、学生用の保険証を交付します。

■就職した方
就職により勤務先の健康保険に加入された方は、国民健康保険の脱退届出をしてください。

■学生用保険証を持ち、卒業した方
卒業予定の方の世帯主宛に手続きの案内文書を送付しました。詳しくは案内文書をご覧ください。

■就職した方
就職により勤務先の健康保険に加入された方は、国民健康保険の脱退届出をしてください。

■離職や扶養からはずれた方
社会保険でなくなった方は国民健康保険の加入届出をお願いします。

■手続きに必要なもの
勤務先の健康保険証、印鑑、国民健康保険証

てください。

ただし、社会保険の任意継続をされる方は必要ありません。手続きに必要なもの

健康保険資格喪失証明書または離職票、印鑑

■手続き先
市民課窓口（南河内・石橋・国分寺）で手続きできます。

■問い合わせ先
市民課☎(40) 5556

平成27年度「協会けんぽ」の保険料率のお知らせ

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の健康保険料率は据え置きですが、介護保険料率が平成27年5月納付分より現行の1・72%から1・58%へ引き下げになります。

詳しくは☎ <http://www.kyoukaikenpor.jp/> 確認ください。

■問い合わせ先
全国健康保険協会栃木支部（協会けんぽ）
☎028(616)1691